

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成29年4月1日現在)

行政職給料表

等級	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	主事の職務	63	24.0	主事	36	99	37.8	係員級
				保育士	2			
				教諭	25			
				計	63			
2級	主任の職務	36	13.7	主任	28	78	29.8	係長級
				主任保育士	2			
				主任教諭	6			
				計	36			
3級	主査の職務	56	21.4	主査	52	44	16.8	課長補佐級
				主査保育士	2			
				主査教諭	2			
				計	56			
4級	係長又は課長補佐の職務	53	20.2	係長	22	30	11.5	課長級
				副園長	12			
				課長補佐	19			
				計	53			
5級	総括課長補佐又は主幹の職務	23	8.8	総括課長補佐	13	11	4.2	部長級
				園長	8			
				主幹	2			
				計	23			
6級	課長又は参事の職務	20	7.6	課長	13	11	4.2	部長級
				所長	3			
				参事	4			
				計	20			
7級	次長又は部長の職務	11	4.2	会計管理者	1	11	4.2	部長級
				部長	8			
				議会事務局長	1			
				教育事務局長	1			
合計					262			

行政職給料表(二)

等級	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	調理員、用務員の職務	7	58.3	調理員	4	12	100.0	係員級
				用務員	3			
				計	7			
2級	相当高度の技能と経験を必要とする調理員、用務員の職務	5	41.7	調理員	3	12	100.0	係員級
				用務員	2			
				計	5			
3級	主任調理員、主任用務員の職務	0	0.0			12	100.0	係員級
				計	0			
合計		12						

医療職給料表(一)

等級	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	医療業務を行う職務	0	0.0			2	66.7	係員級
				計	0			
2級	高度の知識又は経験を必要とする医療業務を行う職務	1	33.3	歯科医師	1			
				計	1			
3級	特に高度の知識又は経験を必要とする医療業務	1	33.3	医師	1	1	33.3	課長級
				計	1			
4級	診療所所長又は極めて高度の知識若しくは経験を必要とする医療業務を行う職務	1	33.3	診療所所長	1	1	33.3	課長級
				計	1			
合計		3						

医療職給料表(二)

等級	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	栄養士、歯科衛生士、歯科技工士の職務	0	0.0			3	100.0	係員級
				計	0			
2級	薬剤師、診療放射線技師及び相当高度の技術又は経験を必要とする栄養士、歯科衛生士、歯科技工士の職務	0	0.0					
				計	0			
3級	主任薬剤師、主任診療放射線技師、主任栄養士、主任歯科衛生士、主任歯科技工士の職務	3	100.0	主任歯科衛生士	1	3	100.0	係員級
				主任栄養士	1			
				主任放射線技師	1			
				計	3			
4級	主査薬剤師、主査診療放射線技師、主査栄養士、主査歯科衛生士、主査歯科技工士の職務	0	0.0			0	0.0	
				計	0			
合計		3						

医療職給料表(三)

等級	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	准看護師又はこれに相当する職務	0	0.0			17	81.0	係員級
				計	0			
2級	保健師、看護師、及び相当高度の技術又は経験を必要とする准看護師の職務	11	52.4	保健師	5			
				看護師	6			
				計	11			
3級	主任保健師、主任看護師、主任准看護師の職務	6	28.6	主任保健師	6	4	19.0	係長級
				主任看護師	0			
				計	6			
4級	課長補佐、係長、主査保健師、主査看護師の職務	4	19.0	主査保健師	1	0	0.0	課長補佐級
				係長	3			
				課長補佐	0			
				計	4			
合計		21						